



## GID医療ミス裁判闘争、ついに提訴!

ヨシノ支援プロジェクト・スクドモ リーフレットvol.2

2007年3月30日、ヨシノユギさんは、大阪医科大学附属病院(以下、大阪医大)によるGID(性同一性障害)医療の手術ミスの責任を問うため、京都地裁に提訴しました。ここに至ることができたのは、カンパや賛同人にご協力頂いた多くの方々のあたたかいご支援のおかげです。私たちは引き続き、裁判での全面勝利に向けて活動していきます。

今回の提訴は、新聞8紙・テレビ7局で取り上げられるなど、社会的にも大きく注目されました。ニュースをご覧になってお気づきになったかもしれませんが、今回の報道に伴うGID当事者の表現は、従来と大きく異なったものになっています。例えば「性同一性障害の女性、ヨシノユギさん」という表現をしたところは1つありませんでした。これはヨシノさんが各メディアに事前のレクチャーを丁寧に行い、自分の考えと、避けてほしい表現を伝えた結果でした。この取り組みは、GIDと診断された人の中にも、自分の身体との折り合いの付け方が多様にあることを考慮したためです。この点に関しても、今回の提訴には大きな意義があったと考えています。

闘いはまだ始まったばかりですが、今後もご支援・ご注目をよろしくお願い致します。

【写真】提訴後、京都弁護士会館で記者会見を行うヨシノさん(左)  
代理人の上瀧浩子弁護士(右)

【これまでの経緯】

ヨシノユギさんは、2003年から通院を始めた大阪医大のジェンダー・クリニック(「性同一性障害」専門外来)でGIDと診断され、2006年5月20日同病院にて乳房切除手術を受けましたが、左縫合部の全壊死・右縫合部の一部壊死という結果になりました。またその間、ガイドラインに定められている精神的ケアは一切提供されませんでした。私たち支援プロジェクトは、ヨシノさんが被った心身の痛みは病院側の連携ミスと医療ミスによるものではないかと考え、裁判を決意しました。

## 各報道の状況

### ◇テレビニュース

NHK・KBS・MBS・読売テレビ・ABC・テレビ大阪・関西テレビ

### ◇新聞掲載

- ・「性同一性障害手術で皮膚壊死」(京都31面3/28)
- ・「性同一性障害治療ミスで提訴へ 一公的医療信頼裏切る」(同上29面)
- ・「性同一性障害手術で「医療ミス」=大学院生、30日に提訴—京都地裁」(時事通信3/28)
- ・「手術ミス心のケアなし 一性同一性障害乳房切除手術、大阪医大を賠償提訴—」(朝日28面3/31)
- ・「手術ミス『精神的苦痛』一性同一性障害立命大院生、大阪医科大訴え」(京都30面3/31)
- ・「乳房切除手術ミス 一性同一性障害の大学院生、大阪医大を賠償提訴—」(読売31面3/31)
- ・「手術ミスの病院提訴 一立命大学院生性同一性障害で3323万円損害賠償求め—」(毎日26面4/1)
- ・「性同一性障害医療過誤裁判 男性でも女性でもなく自分自身でありたい」(人民新聞5面3/25号)  
他、産経新聞・共同通信(手元になく未確認)

## 【寄稿】裁判の意義と争点 弁護士・上瀧浩子(けやき法律事務所)

大阪医科大学は、原告に対するGID医療(乳房切除手術)において、日本精神神経学会が出しているガイドラインに沿った医療を実践しなかったため、原告の皮膚は壊死し、精神的苦痛を被った。今回の裁判では、原告に生じた損害について大阪医大に対して賠償を求めている。同ガイドラインでは、GIDにおける手術療法においては、①熟練した医師が執刀すること②手術方法は事前に患者とよく打ち合わせ、リスクについても十分説明をすること③執刀医はGIDの心性についてよく理解をしていること④GID治療はチーム医療とし、患者の問題をチームとして把握すること、というごく当然のことを定めている。しかし、原告の手術においては、これらのことは何一つ実践されなかった。

原告を執刀した主治医は、形成外科専門医の資格もなく、乳房切除手術の十分な経験を持っていなかった。また、手術方法について事前の打ち合わせと異なる術式を手術前夜に突然提案した。原告は手術前に、繰り返し壊死の危険性を尋ねたにも関わらず、主治医は「壊死の可能性は想定しなくてよい」という説明を繰り返した。さらに主治医は、術後7日目に既に現れていた皮膚壊死を見逃した上、皮膚の色が尋常ではないことについて原告が何度も不安を訴えても、これに対する精神的サポートは何一つ行わなかった。原告は長期間にわたり同病院で精神神経科に通っていたにも関わらず、精神科の主治医は、手術がいつ行われたのかさえ知らなかったのである。ガイドラインに沿った医療が行われていれば、原告の皮膚壊死という結果は生じなかったのであり、その精神的苦痛は最小限に抑えられたであろう。

次に、今回の裁判では、GID当事者の生活の質を問題としている。GID当事者は心の性と外貌の性的な特徴とが異なるため、生活上さまざまな不利益を強いられている。GID「患者」はその生活を少しでも変えることを望んで手術療法を決意するのである。今回の医療ミスで、原告はその期待を裏切られた。これを損害賠償の内容及び額として位置づけ、判決に反映させることが重要である。今回の裁判は、原告の被害と権利を回復するとともに、現在行われているGID医療の実態を告発し、GID「患者」の生活の質とは何かを問うものである。